

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(W e b会議【受注者希望型】)

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、W e b会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次項のとおりとする。

特記仕様書

第1章 目的

本業務は、徳島県南部総合県民局県土整備部阿南庁舎管内における補助事業対象河川について、「治水経済マニュアル(案)(令和2年4月)」に基づき、治水経済効果を費用便益計算により評価し、事業再評価の資料を作成するものである。なお、対象河川は岡川とする。

第2章 業務内容

2.1 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術の方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案作成する。

2.2 既存調査資料の収集

既往の調査・計画関連資料を収集し整理する。

対象とする収集は、河道計画、河川調査、費用対効果分析、氾濫解析等に関するものとする。

2.3 経済調査

評価時点(令和4年度を予定)の各種費用・便益を算出するにあたり、経済関連調査資料(物価動向)等を整理する。

2.4 流域調査

流域調査では、流域で氾濫被害が発生すると予想された対象区域の地盤高、標高別被害額を推定する。

なお、推定にあたっては国勢調査等のデータをメッシュ化した数値情報データを用いる。

2.5 流下能力の推定

被害の発生状況は既存の資料(流下能力)を用いて評価する。

なお、流下能力は改修状況を考慮して推定する。

2.6 便益算定

河川改修事業に必要な事業費を発注者との協議により算出するとともに、前項までの資料をもとに氾濫による被害額を推定して便益計算を行う。

また、その結果に基づいて費用対効果分析を実施し河川改修事業の妥当性を評価する。

なお、便益の算定については、「治水経済マニュアル(案)(令和2年4月)」及び「水害の被

害指標分析の手引き」に基づき算定する。

2.7 感度分析

費用便益分析結果に大きな影響を及ぼす要因(①残事業費、②残工期、③資産)について感度分析を実施する。

2.8 説明資料作成

「徳島県公共事業評価委員会事業評価委員会」で用いる下記の説明資料の作成を行う。

- (1) チェックリスト
- (2) 費用対効果分析の概要資料
- (3) 短期的な投資効果
- (4) パワーポイント説明資料
- (5) 国土交通省版チェックリスト

2.9 報告書作成

以上までに行った作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。提出する成果は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (a) 紙媒体報告書(A4チューブファイル綴じ) | 1部 |
| (b) 報告書原稿(電子データ) | 1式(正副2枚) |

2.10 打ち合わせ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、その他にも、電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ(5回)
- (c) 成果品納入時